

議員提出第二十二号議案

地方税財源の拡充を求める意見書

国においては、「中期財政フレーム」を作成するとともに中長期的な「財政運営戦略」を策定し財政健全化への道筋を示すという方針を決定し、「中期的な財政運営に関する閣僚委員会」において本格的な議論が始まった。

地方公共団体においては、これまで国を上回る徹底した行財政改革を行って来たところであるが、景気低迷により地方税収が減少する中、今後も地方が行財政改革を推進することはもとより、少子高齢化や経済の活性化を始めとする行政課題に的確に対応し、真の地域主権を実現するためには、地方交付税の復元・増額をはじめ、「ひも付き」でない地方が自由に使える税財源の拡充が不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方税財源の拡充に向けて、次の事項を十分配慮されるよう強く要望する。

- 一 地方が自らの責任で行財政運営を行うことができるよう、国と地方の税源配分を五対五にするなど、地方の支出に見合った地方税財源を拡充すること。
- 二 地方交付税を復元・増額するとともに、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債の発行等によることなく、必要な地方交付税額を確保すること。
- 三 一括交付金の制度設計にあたっては、事業執行に必要な予算総額の確保と地方の自由裁量の拡大を行うとともに、財政力の弱い自治体や社会資本整備の遅れた地域に配慮した配分をすること。

右、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出する。

平成二十二年六月二十二日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長 横路孝弘殿
参議院議長 江田五月殿
内閣総理大臣 菅 直人殿
総務大臣 原口一博殿
財務大臣 野田佳彦殿
国家戦略担当大臣 荒井 聰殿